

【重要論点 民法（総則・物権）】（月曜日 6時限）

星野 豊

講義のねらい

民法のうち、総則及び物権の両分野における「重要論点」とされるものを解説する。

総則及び物権（特に物権総論）については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

講義の内容・スケジュール

前期において総則及び物権総論を扱い、後期において物権各論を扱う。基本的には下記のとおりであるが、臨時に変更ないし順延することもある。

なお、授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

《前期》

- ① 法体系の中の民法、民法と特別法
- ② 民法の一般条項
- ③ 行為能力・制限能力者制度
- ④ 法人と団体
- ⑤ 物と経済的価値
- ⑥ 法律行為の概念、公序良俗違反
- ⑦ 法律行為の瑕疵
- ⑧ 代理
- ⑨ 無効・取消
- ⑩ 期間計算、時効
- ⑪ 物権の概念・慣習上の物権
- ⑫ 物権変動と対抗要件
- ⑬⑭（予備日）

《後期》

- ① 占有権
- ② 所有権の概念
- ③ 相隣関係、付合・混和・加工
- ④ 共有・合有・総有
- ⑤ 用益物権
- ⑥ 担保物権の概念
- ⑦ 留置権、先取特権、質権
- ⑧ 抵当権
- ⑨ 非典型担保
- ⑩⑪（予備日）

教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なことが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。